

研究活動の不正防止に関する取組みについて

平成30年2月7日

長崎県総合水産試験場は、「研究活動における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日制定、平成26年2月18日改正）および「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成18年12月15日制定、平成27年1月21日改正）を踏まえて、競争的研究資金等公的な研究費を適切に管理・監査し、研究活動における不正防止に関する取組みを推進するため、以下の体制を整備しています。

1. 機関内の責任体系

1. 最高管理責任者：

長崎県総合水産試験場 場長

（機関全体を統括し、競争的資金等公的研費の運営・管理について最終責任を負う者）

2. 統括管理責任者：

長崎県総合水産試験場 次長

（最高管理責任者を補佐し、競争的資金等公的研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者）

3. コンプライアンス推進責任者

管理部長

企画開発推進室長

漁業資源部長

種苗量産技術開発センター所長

水産加工開発指導センター所長

環境養殖技術開発センター所長

（各部局内における競争的資金等公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者）

4. 研究倫理教育責任者

企画開発推進室長

漁業資源部長

種苗量産技術開発センター所長

水産加工開発指導センター所長

環境養殖技術開発センター所長

(各部局の研究者に対し、研究倫理教育を実施し、必要な指導を行う者)

2. 通報窓口

不正行為に関する通報または相談の窓口はこちらです。

○通報・相談窓口：長崎県総合水産試験場 企画開発推進室

○住所：〒851-2213 長崎県長崎市多以良町1551-4

○電話：095-850-6294

※ 受付時間は、平日 9時～12時 13時～17時45分 です。

OFAX：095-850-6346

(通報等に関する留意事項)

- ① 通報等は、通報窓口に対して、書面、電話、ファックス、電子メール又は面談等により行うことができます。
- ② 通報等の対象は、研究活動における不正行為（研究成果のねつ造、改ざん、盗用、研究費の不正使用）です。
- ③ 通報等の際には、通報者の氏名、連絡先、不正を行った研究者名（研究グループ名）、課題名、不正行為の内容及び根拠をお示し下さい。
- ④ 調査に際して、協力を求めることがあります。
- ⑤ 調査の結果、悪意に基づく通報等であったことが判明した場合は、氏名の公表や刑事告発、公務員の場合には懲戒処分を関係機関に求めることがあります。

3. 機関内外から相談を受け付ける窓口

公的研究費の使用に関する諸規程、規則などについて、機関内外からの相談を受け付ける窓口はこちらです。

○相談窓口：長崎県総合水産試験場 企画開発推進室

○電話：095-850-6294

※ 受付時間は、平日 9時～12時 13時～17時45分 です。
